

社会福祉法人 恩賜財団済生会
理 事 長 炭 谷 茂 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 6 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 7 年 5 月 2 日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

（1）評議員会の出席状況について

評議員会を続けて欠席している評議員が認められたことから、評議員会の役割の重要性に鑑み、日程調整を工夫するなど欠席者が出ないように評議員会を招集すること。また、今後も出席が見込まれない場合は、改選も含め検討すること。

（2）理事会の出席状況について

理事会を続けて欠席している理事が認められたことから、理事会の役割の重要性に鑑み、日程調整を工夫するなど欠席者が出ないように理事会を招集すること。また、今後も出席が見込まれない場合は、改選も含め検討すること。

（3）理事長の職務執行状況報告について

社会福祉法第 45 条の 16 第 3 項及び定款第 23 条第 3 項に基づき、理事長は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を対面により理事会に報告しなければならないため、今後は理事長の職務の執行状況について、定款第 37 条第 2 項により支部長に委任する業務も含めて、理事会に必要な報告を行うこと。

2 事業について

(1) 無料低額診療事業について

無料低額診療事業の実施率について、依然として10%を下回る施設があることが認められたことから、引き続き、本部において、実施率が10%を下回る施設に対し、より一層、個別・具体的な指導に努めること。

(2) 社会福祉事業及び公益事業について

定款第1条第1項第4号に定める老人短期入所施設（社会福祉事業）及び定款第51条第1項第3号に定める乳児地域交流事業（公益事業）を実施していないことが認められた。事業再開の見込がない場合には、定款の変更を行うこと。